

新クラブ発足に必要な文書

スポンサークラブの手引きにより数回の準備会が開かれ、入会者の人選が始まり「入会申込書」が用意されます。

モデル案に従い「クラブ会則」が話し合われ、その詳細が決められ、総会の決議を得るまで運用されます。

いよいよ設立が決定されれば、「呼びかけ文」を用意し、「設立総会」の準備をします。国際協会から加盟認証状を受領するまでは〇〇仮ワイズメンズクラブと称します。

新クラブが国際協会に加盟するためには、西日本区理事を通じて国際協会事務所（ジュネーブ）に申請書類を提出しなければなりません。会員の顔ぶれが固まり、「チャーターナイト」の日取りが確定したら、できるだけ早く申請手続きを始めてください。加入のための関係書類を西日本区事務所に申し込みますと、申し込み者に送られてきます。

申請に必要な書類は次のとおりです。英文だからといって、YMCAの主事に任せっぱなしにしないでください。

下記の書類と一緒にクラブ登録費 100 スイスフランと加盟金 5,500 円（6,500 円 - 1,000 円）／人を納めてください。

① Charter Check List

これは西日本区理事が新クラブの状況を調べて国際協会に提出するものです。チェックするのはあくまでも理事であることにご注意ください。

英文の用紙に記入すべき要件を鉛筆で下書きするなり、別紙に書くなりして西日本区事務所にチャーターナイトの3ヶ月前までに提出してください。

その要件は以下のとおりです。

D a t e : 記入しない

ク ラ ブ 名 : ローマ字で正確に、頭には都市名を冠する

項 目 1 : 新入会員の人数 (②を参照)

項 目 5 : 会則で決めている年会費額 (円)

項 目 6 : 部あるいはスポンサークラブ主催の役員研修の年月日

項 目 7 : チャーターナイトの年月日

項 目 8 : スポンサークラブの名前

項 目 9 : 所属する部 (HANDBOOK & ROSTER を参照すること)

項 目 10 : 新クラブ会長の名前と住所

項 目 11 : 新クラブの書記の名前

項 目 12 : 新クラブの連絡主事の名前

項 目 13 : 加盟承認状の受取人の名前と住所 (ジュネーブから直送される)

MEETING : 例会の曜日、例会の開始時刻と終了時刻、頻度 (例: Once a month)、例会会場

② APPLICATION FOR AUTHORITY TO ORGANIZE AND MAINTAIN A Y'S MEN'S CLUB

これは歴史に残る重要なものです。ローマ字または英文で記入してください。原紙1部 (オリジナル)、コピーを2部作り、それを西日本区事務所に送ってください。

所 在 都 市 名 : ローマ字で記入

全 員 の 署 名 : 最初に会長、次に会の書記、その他全員、ローマ字でサイン

Y e a r o f B i r t h : 生まれ年を西暦年で記入

スポンサークラブの名前 : ローマ字で記入

チャーターナイトの予定日 : 英語で記入

③クラブ会則・細則

日本語でよいが、頭に次のように記入する事。3部作りそれを西日本区事務所に送ってください。

The Constitution and By-laws of the Y's Men's Club of 〇〇〇〇

④全会員の住所録

次の項目をローマ字及び日本語で記入する。3部作り、それを西日本区事務所に送ってください。

氏名、メネット名、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務会社名、電話番号を例文に従って記入してください。

西日本区事務所は①②の内容を調べて西日本区理事へ送り、理事はそれをチェックして西日本区事務所に送り返します。西日本区事務所は①②の原紙と③④のコピーをジュネーブ国際事務所に送ります。残りの各1部を西日本区事務所と理事が保管します。

国際会長と国際書記に新クラブ発足に際して「メッセージ」を依頼する時は、西日本区事務所にその旨依頼する事。

申請後にチャーターメンバーの追加をすることができます。ただし、チャーターデイト (① Charter Check list の理事が記入した申請日) から 60 日以内に、その本人たちの署名した申請状をジュネーブの国際事務所に発送しなければなりません。この時は西日本区事務所に連絡してください。

注: 認証状のコピーを必ず、西日本区事務所に送ってください。文献保存委員会で大切に保管いたします。